

平成30年第3回笠間市教育委員会定例会議事録

1. 招集日時 平成30年3月27日(火) 午後2時00分開議
2. 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
3. 議事録署名人 梅里節子
4. 出席者 教育長  
教育委員 3名  
事務局 12名
5. 傍聴人 なし
6. 提出された議題(議事) 以下のとおり
7. 会議の概要
  - (1) 開会  
今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。
  - (2) 議事録署名人の指名  
今泉教育長 梅里委員を指名する。
  - (3) 教育長の報告  
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。  
  
今泉教育長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。  
  
各委員 (特になしの声)  
  
今泉教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
  - (4) 議事  
今泉教育長 続きまして、議事に入ります。「報告第1号 専決処分の承認を求めることについて」事務局より説明を求めます。  
  
事務局 原案に基づいて説明する。  
  
今泉教育長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「報告第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第5号」から「議案第9号」は人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第5号」から「議案第9号」の案件を非公開といたします。

【議案第5号】(非公開)

【議案第6号】(非公開)

【議案第7号】(非公開)

【議案第8号】(非公開)

【議案第9号】(非公開)

今泉教育長 それでは、非公開の案件が終了しましたので会議の非公開を解除いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第10号 笠間市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

今泉教育長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ご

ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第10号 笠間市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第11号 笠間市特別支援教育支援員配置要綱の一部改正について」事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

今泉教育長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

戸田委員 各学校の学期ごとの任用だったのを、一年にした理由はなんですか。

事務局 学期ごとの任用にしていた理由としては、年度途中で支援が必要でなくなるといふことがあるので、学期ごとの任用と要綱で定めていました。実際、現実を見ますと、ほとんど一年を通して任用しているという実情がございました。まれに対象児童が変わることはあるのですが、任用期間は一年を通して任用しているものですから、実情に合わせて今回、要綱の改正を行うということでございます。

戸田委員 学期の途中で支援が必要になり、新たに支援員さんの要望を出すということは可能なのでしょうか。

事務局 途中から支援が必要になることもありますので、その辺はうまくやりくりしたり、人員を増やすということもあるのですが、対象児童2人を支援員1人で対応するとか、指導室の方で状況を考えてやっているのが現状でございます。

梅里委員 通年というのと、長期休暇の間のかかわり方はどのようになっていくのですか。

事務局 あくまでも、児童生徒が学校に通う間だけの職務になりますので、長期休暇の間は勤務が無い状況になります。

梅里委員 そこは実質的に、任用期間ではあるけれどもということですね。

事務局 特別支援員につきましては、年間の勤務時間が決まっております、

その範囲内での勤務ということになります。

事務局 一週間の勤務時間が35時間を超えない範囲で、年間の勤務時間数は1330時間以内ということでございます。

今泉教育長 その他、ご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第11号 笠間市特別支援教育支援員配置要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 次に、「議案第12号」と「議案第13号」ですが、いずれも「笠間市立学校事務の共同実施」に伴う規則の改正案であります。関連しておりますので一括して説明、審議を行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、「議案第12号 笠間市立学校管理規則の一部改正について」及び「議案第13号 笠間市立学校事務の共同実施に関する規程について」一括して説明、審議を行います。事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

今泉教育長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

戸田委員 各学校に1人いる事務の方でグループを作って、この総括グループ長というのは、事務の中の方がなるということではないのでしょうか。

事務局 各学校に一人配置されているのですが、その中でも学校主査とか、役付きの方がグループ長になります。このグループ長は3人いるのですが、その3人の中から1人が総括グループ長となります。各学校1人ずつの中から、グループ長と総括グループ長を選ぶという形になります。

- 戸田委員 人数が増えるとかではないということですね。
- 事務局 はい、人数が増えるということは無く、17人の中でやってもらいます。
- 戸田委員 今はもうこの組織で活動しているということなののでしょうか。
- 事務局 はい、今も定期的に、事務員さんがこの会場を使って事務のチェック等を行っています。それが事務の管理規定の中に明文化されていなかったもので、今回、明文化したということです。
- 梅里委員 この学校が大規模だからグループ長を選出するということではなくて、先ほど主査といったような肩書ということでしたが、その人物でグループ長となるということですね。わかりました。
- 事務局 その通りです。
- 戸田委員 この体系で何年かやっているということでしょうか。
- 事務局 共同審査という形ではもう、年数は分からないのですが、もう既に活動はしております。現在の形はそのまま残して明文化したということです。
- 事務局 かなり前から、例えば旅費の審査等は共同で行っていたのですが、今回の体制を取ることによって、ベテランの事務主査が、経験の少ない新人の職員の補助であったり、書類も共有することによって、事務の改善であったり簡単にといいますか、そういったことがはかれるというメリットがあります。やはり事務職の方って一人しかいないので、異動してくるとまた不安があったりとか、そういうときにも先輩グループ長としての役割として、教えるということが出来るようになります。
- 戸田委員 一緒になることで、仕事を引き継いだり教え合ったりとか、仕事の効率化が図られるということを知ったかったので、ありがとうございます。
- 今泉教育長 その他、何かご質問等はございますか。
- 各委員 (特になしの声)

今泉教育長        それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員            (特になしの声)

今泉教育長        それでは、異議なしと認め、「議案第12号 笠間市立学校管理規則の一部改正について」及び「議案第13号 笠間市立学校事務の共同実施に関する規程について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長        暫時休憩に入ります。

今泉教育長        休憩を解きます。

今泉教育長        続きまして、「議案第14号 筑波海軍航空隊記念館における利用料金の額の承認について」事務局より説明を求めます。

事務局            原案に基づいて説明をする。

今泉教育長        これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

平澤委員          記念館の利用料ということなのですが、どのような利用目的があるんですか。

事務局            入館料とさせていただけると。加えて、大事なことをお伝えし忘れていたので、お伝えいたします。オープンの日付をお伝えいたします。6月3日をオープニングセレモニーと予定しております。

平澤委員          入館料であるとすれば、小中学生が記念館を訪れる際に、減免であったり、優遇等はあるんですか。

事務局            こちらにつきましては、規則でうたっております。市内の小中学生に関しましては無料。県内の小中学生が、学校教育の一環として訪れた場合には半額。これは規則の中で、別に定めております。

平澤委員          例えば千葉県の中学生在が夏休みとか利用して体験したことが去年もありましたね。このような場合に、平和教育の一環としてこの施設を利用する際には、この金額になるということですかね。

事務局            団体の要件に当てはまれば、団体割引もございます。教育の一環と

しての割引と言うと、県内ということになります。

平澤委員           これから先この話を聞いて、県外の方が平和教育の一環として、記念館を見学させて、子どもたちに平和の意識を高めさせるという目的で来た場合には、検討してあげてもいいのかなと思います。

事務局             今後、運営状況を鑑みまして、検討したいと思います。

今泉教育長         その他、何かご質問等がございますでしょうか。

各委員             (特になしの声)

今泉教育長         それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員             (異議なしの声)

今泉教育長         それでは、異議なしと認め、「議案第14号 筑波海軍航空隊記念館における利用料金の額の承認について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長         続きまして、「議案第15号 笠間市体育施設における利用料金の額の承認について」事務局より説明を求めます。

事務局             原案に基づいて説明をする。

今泉教育長         これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

平澤委員           笠間市民球場のスコアボードが改修されましたが、あれによって変わったところはあるんですか。

事務局             ございません。笠間市民球場の利用料金については、従来と同じに設定してございます。

今泉教育長         その他、何かご質問はございますでしょうか。

各委員             (特になしの声)

今泉教育長         それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第15号 笠間市体育施設における利用料金の額の承認について」は、原案のとおり可決いたします。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後3時20分閉会を宣す。

#### 8. 議決事項

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第5号	笠間市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解職及び委嘱について	可決
議案第6号	笠間市立学校評議員の委嘱について	可決
議案第7号	市史研究員の委嘱について	可決
議案第8号	笠間市文化財保護審議会委員の委嘱について	可決
議案第9号	笠間市社会教育指導員の委嘱について	可決
議案第10号	笠間市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について	可決
議案第11号	笠間市特別支援教育支援員配置要綱の一部改正について	可決
議案第12号	笠間市立学校管理規則の一部改正について	可決
議案第13号	笠間市立学校事務の共同実施に関する規程について	可決
議案第14号	筑波海軍航空隊記念館における利用料金の額の承認について	可決
議案第15号	笠間市体育施設における利用料金の額の承認について	可決